

# 参考資料



保医發第0531002号  
平成19年5月31日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保健主管課（部）長  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

## 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）（以下「改正告示」という。）が公布され、平成19年6月1日付で適用されることとなったところであるが、その改正の内容、留意事項等については下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

### 第一 改正の内容

- 1 病院の療養病棟の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟としていた規定を改め、一定の医療療養病棟について、介護保険移行準備病棟（基本診療料の施設基準等の第十一の五に規定する病棟をいう。以下同じ。）へと移行できること。
- 2 有床診療所（療養病床に係るものに限る。以下同じ。）の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所としていた規定を改め、一定の医療療養病床について、介護保険移行準備病床（基本診療料の施設基準等の第十一の六に規定する診療所をいう。以下同じ。）へと移行できること。

### 第二 適用に当たっての留意事項

- 1 改正告示の適用前は、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟のみが介護保険移行準備病棟へ移行が可能としていたところであるが、改正告示の適用後は、従前の病棟に加え、次の病棟などについて、平成24年3月31日まで

の間、いつでも介護保険移行準備病棟へ移行し、療養病棟入院基本料2の算定が可能となるものであること。

- ・療養病棟入院基本料2を算定する療養病棟
- ・特別入院基本料を算定する療養病棟
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する療養病棟
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟

2 改正告示の適用前は、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所のみが介護保険移行準備病床へ移行できることとしていたところであるが、改正告示の適用後は、従前の有床診療所に加え、次の有床診療所などであっても、平成24年3月31日までの間、いつでも介護保険移行準備病床へ移行し、有床診療所療養病床入院基本料2の算定が可能となるものであること。

- ・有床診療所療養病床入院基本料2を算定する有床診療所
- ・特別入院基本料を算定する有床診療所
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所

### 第三 その他

病院の療養病棟（又は有床診療所）の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、同一病棟（又は同一有床診療所）で医療療養病床と介護療養病床が混在する場合であっても、当該医療療養病床を単位とし、介護保険移行準備病棟（又は介護保険移行準備病床）として移行できるようにするという観点から、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号）の一部を別添1のとおり改正し、本年6月1日より適用する。

また、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部を別添2のとおり改正し、本年6月1日より適用する。

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成18年3月6日保医発第0306002号) の一部改正について

別添2の第2の9の(3)を次のように改める。

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

- 9 介護保険移行準備病棟に係る当該病棟の入院患者に対する「基本診療料の施設基準等」の別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者の割合の算出方法等
- (3) 介護保険移行準備病棟の届出を行う病棟にあっては、当該病棟内に介護療養型医療施設(経過型介護療養型医療施設を含む。)の指定を受けた病床を有していないが混在できるものであること。なお、その場合には、当該病棟の病床のうち、介護保険移行準備病棟に係る病床として指定するものについては、介護保険移行準備病棟の施設基準を満たしていれば良いものであること。

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」  
(平成18年3月6日保医発第0306001号) の一部改正について

別添1の第2章第1部「B001 特定疾患治療管理料」の「2 特定薬剤治療管理料」の(1)のウを次のように改める。

2 特定薬剤治療管理料

- (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。  
ウ 気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎又は肺気腫又は未熟児無呼吸発作の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの